

## **飲料用自動販売機を活用した防犯カメラ設置事業者**

### **募集要項**

越谷市が行う飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）を活用した防犯カメラ設置事業の募集に参加される方（以下「設置事業者」という。）は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

#### **1 自販機設置可能場所**

越谷市内の公園、駅周辺道路附帯地等（概ね100か所程度を予定）

#### **2 応募資格要件**

本事業の応募資格は、応募申込書等の提出締切日において、自販機及び防犯カメラの設置及び管理について3年以上の実績を有し、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、事業者選定期間中において、当該要件のいずれかを欠いた場合には、応募資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 自販機及び防犯カメラの設置・管理について、故障等に速やかな対応が可能な者であること。
- (3) 都道府県民税及び市区町村民税を滞納していないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てを行った場合、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てを行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態をいう。）に陥っていないこと。
- (5) 越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年9月25日告示第349号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

#### **3 自販機の設置条件**

- (1) 使用許可の期間

使用許可の期間は、36か月以内とする。

設置の必要性や利用者の利用状況を勘案して支障がないと本市が判断した場合は設置事業者等の申請に基づき使用許可を更新することができる。

ただし、許可期間の満了前であっても、使用財産を公用又は公共用に供する必要が生じた場合や使用者が許可条件に違反する行為を行った場合、その他越谷市が必要と認める場合には使用許可の全部又は一部を取り消すことがある。

(2) 販売商品の種類及び販売価格

設置する自販機については、設置場所の状況に応じて飲料メーカーが選定ができるものとし、越谷市と協議することとする。

販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の清涼飲料水で、缶若しくはペットボトル等密閉式の容器とし、紙コップでの販売は認めない。酒類の販売は行わないこと。

標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(3) 光熱水費及びその他必要経費

電気料等の管理上必要となる経費は設置事業者の負担とする。

なお、設置事業者は自販機の設置にあたり光熱水費を算定するための子メーター（計量法に基づく検定又は基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの）を自らの負担で設置することとする。

(4) 経費等負担

自販機、子メーターの設置及び撤去に要する工事費、移転費、維持管理に係る費用その他必要とされる一切の経費については設置事業者の負担とする。

(5) 維持管理責任

- ① 商品の補充、金銭管理等の自販機の維持管理は、利用者に不便が生じないように、設置事業者が適切に行うこと。

なお、盗難等による商品及び自販機の汚損又は損傷の際には、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。設置事業者の損害について越谷市の責めに帰することが明らかな場合を除いて越谷市はその責を負わない。

- ② 使用済み容器の回収ボックスは、容器の材質ごとに設置し、設置事業者の責任で適切な頻度で回収及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
- ③ 衛生管理については関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自販機を設置するにあたっては、設置事業者の負担により、転倒防止等の必要な安全措置を行うこと。
- ⑤ 自販機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。また、自販機には故障時等緊急連絡先を明示すること。

- ⑥ 越谷市が承認した場合を除き、自販機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。
  - ⑦ 設置事業者は、越谷市が売上状況等について報告や資料の提供を求めた場合は、それらを速やかに提出すること。
- (6) 原状回復等
- 設置事業者は使用期間が終了し、又は協定が取り消された場合には、速やかに原状回復を行うこととする。
- なお、設置事業者は、原状回復に要した費用、自販機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を越谷市に請求することはできない。
- (7) 使用許可の取り消し
- ① 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消す。
    - ア 施設（敷地）利用又は管理上支障が生じた場合
    - イ 使用許可の条件に違反する行為があると認められる場合
    - ウ 設置事業者が応募資格要件を満たしていないことが判明した場合
    - エ 設置事業者が自己都合により自販機若しくは防犯カメラの撤去を申し出た場合
  - ② 上記①のイからエのいずれかに該当した場合、全ての自販機の使用許可を取り消すものとする。

#### 4 防犯カメラの設置条件

- (1) 使用許可の期間
- 使用許可の期間は、36か月以内とする。
- 設置の必要性や利用者の利用状況を勘案して支障がないと本市が判断した場合は設置事業者等の申請に基づき使用許可を更新することができる。
- ただし、許可期間の満了前であっても、使用財産を公用又は公共用に供する必要が生じた場合や使用者が許可条件に違反する行為を行った場合、その他越谷市が必要と認める場合には使用許可の全部又は一部を取り消すことがある。
- (2) 防犯カメラ設置場所
- 越谷市内全域
- (3) 防犯カメラの性能
- ① 有効画素数が100万画素数以上であること。
  - ② 映像を15日間保存でき、自動で上書きしていくこと。
  - ③ データの記録媒体及び録画装置を第三者による盗難等を防止するため、

施錠できる密閉された箱に設置するなど、厳重に管理すること。

- ④ 前号のほか、映像データの漏えい、不正利用等を防止するため、パスワードの設定など、必要な措置を講じること。
- ⑤ 夜間も撮影可能であること。
- ⑥ 屋外設置可能で、防塵・防水機能を有すること。
- ⑦ 電柱に共架する場合は、地上から映像データが取得できる仕様であること。
- ⑧ プライバシー保護のため、マスキング機能を有すること。

(4) 光熱水費及びその他必要経費

電気料、電柱等共架料等の管理上必要となる経費は設置事業者の負担とする。

(5) 経費負担

防犯カメラの設置及び撤去に要する工事費、移転費、維持管理に係る費用その他必要とされる一切の経費については設置事業者の負担とする。

(6) 維持管理責任

- ① 盗難等による防犯カメラの汚損又は損傷の際には、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。設置事業者の損害について越谷市の責めに帰することが明らかな場合を除いて越谷市はその責を負わない。
- ② 設置・管理については関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ③ 必要に応じて、画角やマスキング処理等、調整を行なうこと。
- ④ 防犯カメラの故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。
- ⑤ 防犯カメラが作動している旨及び防犯カメラ設置者の名称並びにカメラ管理番号を表示したステッカー等を作成し、カメラ本体又は機器収納盤等へ各拠点1枚以上設置すること。ステッカー等は、耐水性及び耐候性に優れ、曲面にも設置可能な材質とすること。また、サイズ及びデザインについては、越谷市と協議することとし、剥がれや劣化等が見受けられた場合には、速やかに交換すること。
- ⑥ 設置事業者は、定期的に防犯カメラの点検を行い、越谷市が稼働状況等について報告や資料の提供を求めた場合は、それらを速やかに提出すること。

(7) 原状回復等

設置事業者は使用期間が終了し、又は使用許可が取り消された場合には、速やかに原状回復を行うこととする。

なお、設置事業者は、原状回復に要した費用、防犯カメラの設置に伴

い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を越谷市に請求することはできない。

- (8) 個人情報の保護  
防犯カメラの設置及び運用に関し、適正な個人情報管理に努めること。
- (9) 使用許可の取り消し
- ① 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消す。
- ア 施設（敷地）利用又は管理上支障が生じた場合
  - イ 使用許可の条件に違反する行為があると認める場合
  - ウ 設置事業者が応募資格要件を満たしていないことが判明した場合
  - エ 設置事業者が自己都合により自販機若しくは防犯カメラの撤去を申し出た場合
- ② 上記①のイからエのいずれかに該当した場合、全ての防犯カメラの使用許可を取り消すものとする。

## 5 応募申込手続き

- (1) 受付期間  
令和元年9月9日（月）から9月20日（金）までの期間における午前8時30分から午後5時15分までの間（ただし、日曜日、土曜日等越谷市の休日を定める条例（平成4年条例第14号）に規定する日を除く。）
- (2) 提出場所  
〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-1-1 中央市民会館4階  
越谷市 市民協働部くらし安心課 防犯・交通安全担当
- (3) 提出方法  
持参又は郵送（書留郵便にて期限必着）
- (4) 提出書類

	提出書類一覧	様式	法人	個人	備考
1	応募申込書	1号	○	○	
2	法人登記事項証明書 （発行後3ヶ月以内のものに限る）		○	×	現在事項全部証明書
3	住民票記載事項証明書 （発行後3ヶ月以内のものに限る）		×	○	
4	都道府県民税の納税証明書 （発行後3ヶ月以内のものに限る）		○	○	(法人の場合) 法人県民税・固定資産税(償却資産含む) (個人の場合) 市県民税・固定資産税(償却資産含む)
5	市区町村民税の納税証明書 （直近2年間）		○		(法人の場合) 法人市民税・固定資産税(償却資産含む) (個人の場合) 市県民税・固定資産税(償却資産含む)
6	会社概要パンフレット等		○	○	
7	決算報告書等		○	○	(法人の場合)決算報告書一式の写し (個人の場合)確定申告の青色申告決算書又は収支内訳書等の写し

(5) 応募に関する質問

応募に関する質問は、9月17日(火)までに、質問書(様式2)を使用し、メールでくらし安心課に提出すること。

質問に対する回答は、随時、越谷市公式ホームページに掲載し、最後の更新を9月19日(木)とする。

(6) その他

- ① 申込期限後における応募書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ② 提出された応募書類は返却しない。

## 6 資格審査

応募資格要件に定める資格の有無を確認し、令和元年9月30日(月)までに書面にて結果を通知する。

## 7 提案書審査

応募資格が認められた設置事業者には、越谷市から提供する自販機と防犯カメラの詳細な設置可能場所等の資料を参考に、提案書を提出すること。

(1) 審査基準

① 事業者

ア 実績

経歴、業務実績等について審査する。

イ 独自性

本事業に関する独自性、工夫等について審査する。

② 自販機

ア 設置機種のパフォーマンス

ユニバーサルデザイン、環境への配慮等について審査する。

イ 管理・運営

管理体制、緊急時の対応等について審査する。

ウ 災害時対応

災害ベンダー機の設置割合、対応方法等について審査する。

③ 防犯カメラ

ア 設置台数

防犯カメラの設置台数等について審査する。

イ 個人情報保護等

画像データの管理方法、プライバシー保護等について審査する。

ウ 保守管理

保守体制、緊急時の対応等について審査する。

(2) 提出期限

応募資格結果通知から令和元年10月31日(木)までの期間における午前8時30分から午後5時15分までの間(ただし、日曜日、土曜日等越谷市の休日を定める条例(平成4年条例第14号)に規定する日を除く。)

(3) 選考方法

提出された提案書は、審査基準を基に市民協働部内で選考を行う。

(4) 選考結果

選考結果は、令和元年11月15日(金)までに書面にて通知する。

## 8 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、越谷市の条例その他関係法令の定めるところによる。
- (2) 行政財産使用許可等の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。
- (3) 設置事業者は、設置した自販機、防犯カメラの本体及び付属品が第三者により毀損損傷された場合において、一切の補償を越谷市に請求することができない。
- (4) 設置事業者は、この募集要項に基づくほか、市担当者の指示に従い、業務の完遂を期さなければならない。また、この要項について疑義が生じた場合は、協定締結後、越谷市と協議の上、解決するものとする。

## 9 問合わせ先

越谷市 市民協働部くらし安心課 防犯・交通安全担当

電話：048-963-9185 (直通)

FAX：048-965-8887

Mail：kurashi@city.koshigaya.lg.jp